

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令

平成 24 年 3 月 環境省

I. 省令制定の経緯

平成 22 年度の廃棄物処理法改正において、焼却施設及び最終処分場等の一定の施設に対し、定期検査の受検が義務づけられた。改正前に既に設置されていた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条により、許可日に応じて、それぞれ平成 23 年度から平成 27 年度までに順次定期検査を受けることが義務づけられている。

しかしながら、今般、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に伴い、福島県の一部地域が警戒区域及び計画的避難区域等に設定されたことから、これらの地域内に設置された施設については、施設への立入りが禁止されていることから定期検査を受けることが困難となっている。

そこで、上記のような施設に係る定期検査の受検期日について特例省令を制定する。

II. 特例の概要

警戒区域及び計画的避難区域等の立入りが困難な地域内の廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に基づく定期検査の受検期日を、平成 28 年 3 月 31 日又は施設に立ち入ることが困難な事由が消滅した日以後 3 年を経過した日のいずれか遅い日まで延長する。

III. 公布・施行日

平成 24 年 3 月 29 日